

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱

令和7年11月25日制定

令和8年 8月10日改定

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業（以下「補助事業」という。）に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、中小事業者等が省エネ設備を導入する場合に、その経費の一部を補助することにより、光熱費の負担軽減を図るとともに、CO₂排出量の削減を促進することを目的として交付する。

(交付の対象)

第3条 補助金は、「京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金に係る申請受付等業務」の実施事業者が、補助事業の実施に要する経費のうち、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付規程に定めるものについて予算の範囲内において交付する。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとする者は、条例第9条の規定に基づき交付申請を行わなければならない。
- 2 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、補助金の交付の対象となる事業を実施しようとする日までとする。
- 3 条例第9条に規定する申請は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付申請書（第1号様式）により行う（電子情報処理組織を使用する方法による提出を含む。以下同じ。）ものとする。
- 4 条例第9条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
事業実施計画書

(決定の通知)

第5条 条例第10条第1項又は第3項の規定により交付又は不交付を決定したときは、条例第12条第1項又は第2項に基づき京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（第2号様式又は第3号様式）により通知するものとする。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条による申請が到達してから20日以内に条例第10条

各項の決定をするものとする。

(変更等の承認の申請)

第7条 条例第11条第1項第1号による補助事業の内容の変更に係る市長の承認の申請は、京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金変更承認申請書（第4号様式）により行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する市長が定める軽微な変更とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことがないもの

(2) 補助事業の趣旨を変更するものではない事業計画の細部の変更

3 条例第11条第1項第2号による補助事業の中止又は廃止に係る市長の承認の申請は、京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金中止・廃止承認申請書（第5号様式）により行うものとする。

4 市長は、第1項に規定する申請を受理し、内容を審査のうえ、承認する又はしないことを決定したときは、京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金変更承認（不承認）通知書（第6号様式又は第7号様式）により通知するものとする。

5 市長は、第3項に規定する申請を受理し、内容を審査のうえ、承認することを決定したときは、京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金中止・廃止承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。

6 市長は、前各項の規定により、交付決定対象者が補助事業の内容を変更し、又は廃止した場合は、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は交付予定額を変更することができる。

7 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けることとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、条例第14条第1項の規定による決定の取消し等を行ったときは、京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金交付決定取消・変更通知書（第9号様式。以下「取消・変更通知書」という。）により、交付決定対象者に通知するものとする。

(事業完了の届出)

第9条 条例第18条第1項に規定する報告は、京都市中小事業者の省エネルギー支援事業補助金実績報告書（第10号様式）により行うものとする。

2 条例第18条第1項に規定する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。
事業実施報告書

(補助金等の交付額の決定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、同条の報告書及び市長が定める書類等の審査等により、補助事業の実績が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の交付額を決定し、条例第19条に

基づき京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付額決定通知書（第 1 1 号様式）により通知するものとする。

（交付の時期）

第 1 1 条 市長は前条の規定による補助金の交付額の決定後、補助金を交付するものとする。

2 前条に規定する通知を受けた者は、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付請求書（第 1 2 号様式）により、補助金の交付を請求するものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、条例第 2 1 条第 2 項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金概算払請求書（第 1 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第 1 2 条 市長は、交付決定対象者が条例第 2 2 条第 1 項各号に定める事由のいずれかに該当するときは、取消・変更通知書（第 9 号様式）により、交付決定対象者に通知する。

（検査等）

第 1 3 条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の交付に関し、遂行状況や経理状況等の必要な事項について、報告を求め、検査及び指示をする。

（関係書類の保管）

第 1 4 条 補助金の交付を受けた者は、補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（補則）

第 1 5 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境政策局地球環境・エネルギー担当局長が定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 1 月 2 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 0 日から施行し、令和 8 年度 7 月補正予算に係る事業から適用し、令和 7 年度 9 月補正予算に係る事業については、なお従前の例による。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地

名 称

代表者（職名及び氏名）

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付申請書
（令和8年度7月補正予算事業）

補助金の交付について、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱
第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請事業名

2 補助事業の目的及び内容

事業実施計画書のとおり

3 補助金交付申請額

申 請 額 金 円

4 補助事業開始及び完了予定期日

年 月 日～ 年 月 日

様

京都市長

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付決定通知書
（令和 8 年度 7 月補正予算事業）

年 月 日付で申請のあった補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき通知します。

記

- 1 交付予定額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) 補助金は、本事業の目的以外に支出してはいけません。
 - (2) 本事業については、京都市補助金等の交付等に関する条例第 3 2 条の規定により立入調査又は質問をすることがあります。
 - (3) 補助事業の内容の変更（市長が定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。
 - (5) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受ける必要があります。
 - (6) 上記各号に違反した場合は、補助金を減額し、又は取り消すことがあります。

様

京都市長

京都市中小事業者の省エネルギー省エネリノベーション支援事業補助金不交付決定通知書
（令和8年度7月補正予算事業）

年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので、京都市中小事業者の省エネルギー省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき通知します。

記

不交付理由

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地

名 称

代表者（職名及び氏名）

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金変更承認申請書
（令和8年度7月補正予算事業）

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった補助事業については、
下記のとおり変更したいので、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付
要綱第7条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地

名 称

代表者（職名及び氏名）

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金中止・廃止承認申請書
（令和8年度7月補正予算事業）

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった下記1の補助事業を
下記2の理由により ☐中止 ☐廃止 したいので、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事
業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、承認を申請します。

記

1 中止・廃止する事業名

2 理由

注 該当する□に✓を記入してください。

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金変更承認通知書
(令和8年度7月補正予算事業)

年 月 日付けで変更承認申請のあった補助金については、下記のとおり承認することに決定しましたので、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき通知します。

記

1 変更の内容

年 月 日付け京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金変更承認申請書のとおり

2 変更後補助金交付予定額 金 円

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金変更不承認通知書
（令和8年度7月補正予算事業）

年 月 日付けで変更承認申請のあった補助金については、下記のとおり不承認とすることに決定しましたので、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき通知します。

記

不承認理由

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第8号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金中止・廃止承認通知書
（令和8年度7月補正予算事業）

年 月 日付けで中止・廃止承認申請のあった補助金については、下記のとおり承認することに決定しましたので、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱第7条第5項の規定に基づき通知します。

記

1 申請事業名

第9号様式（第8条及び第12条関係）

第 号
年 月 日

様

京 都 市 長

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付決定取消・変更通知書
（令和8年度7月補正予算事業）

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金については、下記のとおり交付を取消・変更することに決定しましたので、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱第8条・第12条の規定に基づき通知します。

記

1 取消・変更後補助事業

2 取消・変更の理由 京都市補助金等の交付等に関する条例第 条

3 取消・変更後補助金交付予定額 金 円

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。

第10号様式（第9条関係）

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地

名 称

代表者（職名及び氏名）

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金実績報告書
（令和8年度7月補正予算事業）

年 月 日付け第 号で交付決定の通知があった補助事業が完了しましたので、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき事業の実績を、下記のとおり報告します。

記

1 申請事業名

2 申請事業実施期間

年 月 日～ 年 月 日

3 補助事業の概要と効果

事業実施報告書のとおり

4 補助事業に要した経費及び補助金交付申請額

経 費 金 円

補助対象経費 金 円

申 請 額 金 円

第 1 1 号様式（第 1 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付額決定通知書
（令和 8 年度 7 月補正予算事業）

年 月 日付け 第 号で交付決定した補助金につきまして、京都市中
小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記の
とおり補助交付額を確定したので通知します。

記

1 事 業 名

2 交付決定額 金 円

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地

名 称

代表者（職名及び氏名）

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付請求書
（令和 8 年度 7 月補正予算事業）

年 月 日付け 第 号で交付額決定の通知があった補助金について、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 交 付 決 定 額 金 円
- 2 概 算 払 受 領 済 額 金 円
- 3 今 回 請 求 額 金 円

指定 口座	金融機関名			店舗名				
			銀 行 信用金庫 信用組合 農 協				本 店 支 店 出張所	
	種別	口座番号（下欄に右詰めで数字を記入すること）						
	1 普通 2 当座 3 貯蓄							
	口座 名義人	フリガナ						
		漢字						

※ 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写しを提出してください。

年 月 日

（宛先）京 都 市 長

所在地

名 称

代表者（職名及び氏名）

京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金概算払請求書
（令和 8 年度 7 月補正予算事業）

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった補助金について、京都市中小事業者の省エネリノベーション支援事業補助金交付要綱第 1 1 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 交 付 予 定 額 金 円
- 2 概 算 払 受 領 済 額 金 円
- 3 今 回 請 求 額 金 円
- 4 残 額 金 円

指定 口座	金融機関名			店舗名				
		銀 行 信用金庫 信用組合 農 協						本 店 支 店 出張所
	種別	口座番号（下欄に右詰めで数字を記入すること）						
	1 普通 2 当座 3 貯蓄							
	口座 名義人	フリガナ						
		漢字						

※ 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写しを提出してください。